

議案第 49 号

伊賀市上野図書館設置条例の一部改正について

伊賀市上野図書館設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 2 月 28 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市上野図書館設置条例の一部を改正する条例

伊賀市上野図書館設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 251 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「法第 15 条に規定する者のうちから」を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。